平成２３年（フ）第１２１号
山梨県山梨市上神内川1049番地の２
破産者　土屋　寿雄
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３８号
山梨県南アルプス市小笠原618―６　石川アパートＢ号棟、住民票上の住所山梨県南アルプス市藤田1690番地５
破産者　塚原　佳雄
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３４２号
京都市北区紫竹上梅ノ木町10番地４
破産者　船﨑泰司郎
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３号
和歌山県御坊市島162番地
破産者　中井　朝子
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２３年（フ）第２３６号
島根県飯石郡飯南町頓原2201番地
破産者　佐古　末男
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１１２号
広島市南区宇品西１丁目８番15―302号、開始決定時の住所広島市南区翠１丁目10番10―103号
破産者　吉川　次男
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１１３号
広島市南区宇品西１丁目８番15―302号、開始決定時の住所広島市南区翠１丁目10番10―103号
破産者　吉川　紀子
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９号
秋田県仙北市西木町桧木内字山口263番地
破産者　浅利城太郎
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第３２号
熊本県八代市塩屋町10番13号
破産者　白川　喬士
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第８２１号
相模原市中央区千代田６丁目４番23号、開始決定時の住所川崎市宮前区菅生３丁目１番25号
破産者　亡吉村幸夫相続財産
1　決定年月日　平成24年８月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
青森県弘前市大字神田２丁目５番地４
破産者　あすなろ薬品株式会社
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１７４号
秋田県能代市字昇平岱30番地４
破産者　石岡建材株式会社
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所民事第２部

平成１９年（フ）第２１４０２号
東京都新宿区百人町１丁目20番３号
破産者　株式会社アイファクトリー
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５０６号
愛知県一宮市丹陽町外崎字上川田248番地
破産者　株式会社ドゥーコム
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８９６号
東京都板橋区蓮根３丁目15―１―1419
破産者　岡　　玲子
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４３９号
京都市南区西九条横町34番地
破産者　有限会社タシロヤ
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８１１号
京都市中京区壬生松原町28番地の20
破産者　有限会社第一タイル店
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６９号
島根県江津市二宮町神主528番地
破産者　有限会社千代延書店
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第８３３号
広島市佐伯区五月が丘２丁目５番22号、住民票上の住所広島市佐伯区五月が丘４丁目38番11号
破産者　被相続人岡田忠子の相続財産
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部